

社会福祉法人光志福祉会 行動計画（女性活躍推進法）

女性が仕事と家庭を両立させることができ、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 1月 1日～2027年12月31日までの 2年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：全職員の年平均年次有給休暇の取得日数を10日以上とする。

＜対策＞

●2026年 1月～ 管理者が率先して年次有給休暇を取得し、職員に対して有給休暇取得の働きかけを行う。

●2027年 1月～ 前年度の年次有給休暇の取得日数が少ない職員に対して、管理職員が取得促進のリーフレット等を用いて取得日数増加の働きかけを行う。

目標2：男女とも、平均勤続年数を5年以上とする。

＜対策＞

●2026年 1月～ 2ヶ月に一回パルスサーベイを行い、職員の満足度を確認。問題があると確認された場合は面談を行い解決に向けた対応を進める。

●2026年 4月～ ICT化を推進し、介護現場での業務負担の軽減を進める。